

理事選挙の実施について・本年度より 原則オンラインでの投票となります

日本児童文学学会理事会

会員各位

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より学会運営にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年は、2年に一度の理事改選の年にあたります。理事を選出するための選挙権は、会員にとって大切な権利の一つです。できるだけ多くの会員がその権利を行使されますようお願い申し上げます。

本年度より、投票は、当学会ホームページからのオンラインで行います（ただし、有効なメールアドレスを学会に登録していられない方につきましては、特例として郵便で行います）。日程や具体的な投票方法については、次頁の「選挙告示」及び、その中の《投票要領（オンライン投票の場合）》、《投票要領（郵便投票（特例）の場合）》をご覧ください。

理事選挙は、「日本児童文学学会会則」（2024年11月改正）および「日本児童文学学会理事選出規程」（2002年10月制定）に基づいて実施します。

理事として選出されるためには、「任期が始まる年の12月31日に70歳以下であること」が条件となります。投票の際には「投票要領」を参考に、8名以内の選択または連記でご投票くださるようお願いいたします。

また理事の再任につきましては、「会則」第6条の4のアに「役員の任期は2年とする。再任を妨げないが、運営委員を除き同一役職における役員の任期は連続しては2期（4年）を限度とする。なお事務局長は、役職指定の兼任理事であるため、この在任期間は理事の任期の継続期間とはみなさない。」とあります。現理事のうち5名（川端有子、佐藤宗子、中地文、藤本恵、水間千恵 [50音順]）はこの規程に該当し、今回の選挙で被選挙権を持たないことが理事会で確認されております。この点につきましても十分ご注意ください。

なお今回の理事選挙におきましても、下記の「日本学術会議登録要件」に対してご配慮いただきますようお願い申し上げます。

（文責／事務局長 渡辺貴規子）

※日本学術会議への登録要件

「理事その他団体の管理運営に当たる役員の過半数が、大学若しくは学術研究機関（企業等の研究部門を含む）に所属する科学者又は学術研究に従事する科学者によって占められていること」

《理事選挙の詳細に関しては、次頁の「選挙告示」をご覧ください。》

選 挙 告 示

日本児童文学学会選挙管理委員会

「日本児童文学学会理事選出規程」に基づき下記の要領にて理事の選挙を行います。

会員の皆様の積極的なご協力をお願いいたします。

投票は、当学会ホームページからのオンラインで行います（ただし、有効なメールアドレスを学会に登録していられっしゃらない方につきましては、特例として郵便で行います）。日程は次の通りです。

投票期間 ：2025年7月14日（月）～31日（木）（郵便投票の場合、7月31日必着）
開票 ：2025年8月5日（火）
開票結果 ：開票後、学会ホームページに掲載

※なお、2027年度以降の理事選挙に際しては、原則、当学会ホームページからのオンラインのみで行いたいと考えております。まだ有効なメールアドレスを学会に登録していられっしゃらない方は、事務局までお届けくださいますようお願い申し上げます。

《投票要領（オンライン投票の場合）》

- 1) 理事選挙の「選挙人」は、2025年5月31日までに前年度分までの会費を完納している個人会員です。「被選挙人」は、2025年12月31日現在において70歳以下であり、かつ、2025年5月31日までに前年度分までの会費を完納している個人会員です。
- 2) 上記の「選挙人」にあたる会員は、投票期間中に学会ホームページのマイページにログインした際、左側に「選挙投票」という項目が出ます。こちらから理事選挙投票のページに進むことができます。理事選挙投票のページでは、被選挙人の中から最大8名を選び、名前の左側にチェックを入れてください。最後に「投票」をクリックすると、完了となります。なお、投票が完了となると、マイページの「選挙投票」の項目に入ることはできなくなります。
- 3) なお、会員の中に生年月日を登録されていない方があり、「被選挙人名簿」作成時において、2025年12月31日の時点で70歳以下であることを確認できなかった会員がおられます。そのため、選挙終了後、2025年12月31日の時点で71歳以上であることが判明した会員が出た場合、その会員への投票は無効となりますのでご了承ください。
- 4) 投票締め切りは、2025年7月31日（木）23時59分です。
- 5) その他、選挙に関するお問い合わせは、日本児童文学学会選挙管理委員会までお願いいたします。

《投票要領（郵便投票（特例）の場合）》

- 1) 投票を郵便で行っていただく方は、有効なメールアドレスを学会に登録していらっしゃる個人会員で、かつ《投稿要領（郵便投票（特例）の場合）》2)の「選挙人」に該当する方です。投票を郵便で行っていただく方には、2025年7月13日（日）までに投票用紙等一式を郵送でお送りします。投票用紙等一式の発送をもって、特例で投票を郵便で行っていただく個人会員として承認されたものとします。
- 2) まずは同封の選挙人名簿・被選挙人名簿をご確認ください。理事選挙の「選挙人」は、2025年5月31日までに前年度分までの会費を完納している個人会員です。「被選挙人」は、2025年12月31日現在において70歳以下であり、かつ、2025年5月31日までに前年度分までの会費を完納している個人会員です。
- 3) 「被選挙人名簿」の《被選挙有資格者》の中から8名以内を選び、その有資格者の整理番号と氏名を連記で投票用紙にご記入ください。（氏名のみは有効、ただし整理番号のみは無効となりますので、ご注意ください。）
- 4) なお、会員の中に生年月日を登録されていない方があり、「被選挙人名簿」作成時において、2025年12月31日の時点で70歳以下であることを確認できなかった会員がおられます。そのため、選挙終了後、2025年12月31日の時点で71歳以上であることが判明した会員が出た場合、その会員への投票は無効となりますのでご了承ください。
- 5) 投票用紙（学会印付）は、「投票用内封筒」（小さな封筒）に入れた上で、必ず厳封してください。また、投票用紙ならびに投票用内封筒には、投票者の住所・氏名等の書き込みはしないでください。
- 6) 投票用内封筒は返信用封筒に封入し、返信用封筒には、投票者の住所・氏名をご記入の上、110円分の切手を貼ってご返送ください。
- 7) 所定の投票用紙（「日本児童文学学会」印付）および投票用内封筒を使用しない場合は無効となりますので、ご注意ください。
- 8) 投票締め切りは、2025年7月31日（木）必着（日本児童文学学会選挙管理委員会）です。
- 9) その他、選挙に関するお問い合わせは、日本児童文学学会選挙管理委員会までお願いいたします。

日本児童文学学会選挙管理委員会

〒202-8585 東京都西東京市新町一丁目1番20号
武蔵野大学文学部日本文学文化学科 藤本恵研究室気付